

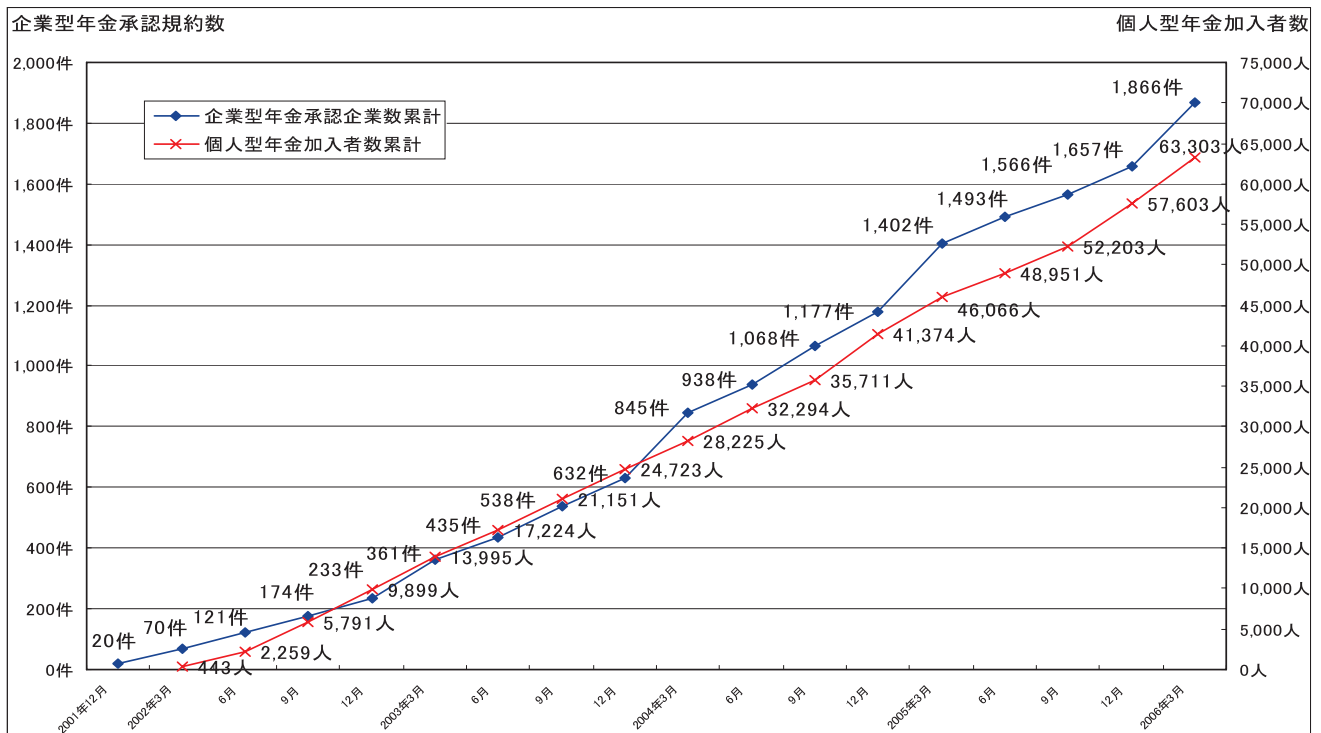
5 確定拠出年金の現状

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者の自己責任による運用の指図に従って得られた運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度であり、厚生年金基金等の企業年金が普及していない中小企業の従業員や自営業者等のニーズに応える観点や、確定給付型の企業年金が離転職に対応しにくいといった指摘に対応する観点から、平成13(2001)年10月に発足しました。

＜表8-7＞確定拠出年金の拠出限度額

企業型年金 (事業主により掛金を拠出)	企業年金等に加入していない企業の従業員	月額4.6万円
	企業年金等に加入している企業の従業員	月額2.3万円
個人型年金 (加入者により掛金を拠出)	自営業者等	月額6.8万円から国民年金基金の掛金額を控除した額
	企業の従業員	月額1.8万円

＜図8-6＞確定拠出年金の規約数及び加入者数の推移



(参考) 加入者数

○ 企業型年金加入者数 約1,733千人(平成18年3月)(速報値)

○ 個人型年金加入者数 63,303人(平成18年3月)

(内訳 第1号被保険者 28,107人
第2号被保険者 35,196人)